

# 学校いじめ防止基本方針

福島市立平石小学校

◎ 「いじめ防止対策推進法」に則った対応を行う。方針内の【 】は関連条文。

## 1 福島市のいじめ防止対策の基本理念

- 1 いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、いじめは現に起きているという基本認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- 2 全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めるようにする。
- 3 いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関等は、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携し、いじめの問題の克服に取り組む。

## 2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」より）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。【第2条】

## 3 目的

いじめの未然防止と早期発見、そして根絶を図るために、組織的に取り組んでいくことを目的とする。【第8条】

## 4 いじめの理解

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という強い認識に立って根絶に向けて取り組む。
- (2) 「いじめは、いじめは現に起きている」という考えで根絶に継続的に取り組む。
- (3) 「いじめは、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。」という認識に立って根絶に継続的に取り組む。
- (4) 「集団としていじめを容認しない雰囲気作り」を継続的に行っていく。
- (5) 学校・保護者・地域・関係機関等と連携し、迅速に対応していく。

## 5 いじめ防止等の対策のための組織【第22条】

- (1) 学校関係 校長 教頭 生徒指導主事 学級担任 養護教諭 PTA会長
- (2) 地域関係 平石地区青少年健全育成推進委員会会長（区長兼務）
- (3) 専門者関係 ハートサポート相談員  
※ 状況等により、他の関係機関に協力を要請することも考慮する。

## 6 いじめ未然防止・早期発見のための取り組み【第15・16条】

- (1) 「いじめは絶対に許さない」という学校全体としての意識の醸成を行う。
  - ・全校朝の会等で講話の実施
  - ・小規模校の良さを生かした、全職員による全児童への関わり
- (2) 一人一人を大切にする学級経営を行う。
  - ・学級での朝・帰りの相談会（まごころタイム）での担任からの説話
  - ・道徳科の授業を中核として、道徳教育の充実
  - ・子どもの個性・良さを伸ばす取り組み
  - ・心の居場所づくり

- (3) 年3回の「困りごとアンケート」の実施と教育相談を実施する。
- (4) 生徒指導協議会での情報交換と共通理解にたった対策を行う。特に夏休み明けの9月時には、「いじめ」の早期発見・早期指導を中心に行う。
- (5) 情報教育を通してのインターネットを使用する時の情報モラル教育を学年の発達段階に応じて行う。

## 7 いじめに対する措置【第23条】

- (1) いじめ発見時の対応
  - ① いじめの発見や情報を得た場合には、速やかに生徒指導主事及び管理職に報告する。
  - ② 生徒指導主事及び管理職は「いじめ対策委員会」を招集し、事実確認と今後の対応を検討する。
- (2) いじめ対策委員会の開催と協議
  - ① いじめの訴えの内容確認
  - ② **法に基づいた**組織的対応の具体策の確認
  - ③ 役割分担の確認
- (3) 実態把握と解消に向けた対応
  - ① 学級担任など、特定の教員が抱え込むことなく、組織で役割を分担して対応する。
  - ② 事実関係の把握に当たっては、当事者だけでなく、周りの児童等からも情報収集を行い、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
  - ③ 事実を確認したら速やかに保護者及び教育委員会に報告し、連携を図る。

## 8 該当児童・保護者への対応【第23条】

### ※ 学校のいじめ問題対応フロー図（16-13）

- (1) いじめを受けている児童への対応
 

[本人の訴えを真剣に傾聴することを大前提とする。]

  - ・ つらさや悔しさなどの内面をしっかりと受け止める。
  - ・ 先生（学校）が、これからどのように支援していくかを具体的に話す。
  - ・ 本人の良さや日頃から頑張っている点などを多めに認め、自分に自信を持つことができるように支援する。
- (2) いじめている児童への対応
 

[その時、その場だけの指導に終わるのではなく、いじめが完全になくなるまで全職員で継続的、徹底的に指導にあたる。]

  - ・ いじめの事実関係、背景、理由等をしっかりと確認する。
  - ・ いじめを受けている児童のつらさや悔しさに気づかせるようにするとともに、いじめは人として絶対に許されることではないことを指導する。
  - ・ いじめを行わないようになるための支援を行う。

※逆にいじめられる側にならないようにも、十分に配慮し、指導にあたる。
- (3) いじめられている児童の保護者への対応
 

[学校と保護者のいじめに対する基本的認識のずれが生じないように、説明するときの言動には十分に留意する。]

  - ・ いじめの事実を正確に伝える。
  - ・ 学校はいじめられている児童をしっかりと守るという態度を明確に伝える。
  - ・ 保護者との信頼関係をしっかりと保ち、維持していく。
  - ・ いじめ根絶のための具体的な取り組みを伝えて、連絡を密にしながら取り組んでいく。
- (4) いじめている児童の保護者への対応
 

[いじめの事実を正確に伝え、具体的な対応方法やこれからの生活について指導・助言し、解決に向けた保護者の協力を得るようにする。]

  - ・ いじめの事実だけを正確に伝えるようにする。（推測の内容は絶対に伝えない。）
  - ・ 保護者の心を理解するように努めながら、指導・助言する。  
（怒り、不安、情けなさ、自責の念、我が子への怒り・不信感等）

- ・児童の立ち直りに向けた具体的な助言をし、保護者の協力を得るようにする。

## 9 いじめ防止のための年間計画（別紙）

### 10 評価と改善

- （１） 学校評価に時期に合わせていじめ防止の取り組みについての評価を行う。評価方法は、職員、児童、保護者、学校評議員によるアンケートとする。
- （２） 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

### 11 重大事態への対処【第28条】

重大事態が発生した際は、「重大事態への対応フロー図」をもとに、直ちに適切な対処を行う。福島市教育委員会に速やかに報告すると共に、7日以内に福島市長に報告する。

※ 重大事態へのフロー図（16-14）

### 12 文書の保存

- ◎ 平成31年2月25日付 福島市教育委員会「いじめに関する記録文書等の保存期間について（通知）」より

#### ○ 保存文書及び保存期間

	保存文書等	保存期間
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期調査の記録</li> <li>①アンケートの回答原本（1次資料）</li> <li>②個人面談の記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年間（次年度から）</li> <li>※ただし、個別のいじめ事案に関するものは5年間</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>①定期のアンケートや個人面談の結果の記録（2次資料）</li> <li>②学校いじめ対策組織等の議事録</li> <li>③「いじめに関する報告書」（市教委に提出した定型様式）</li> <li>④いじめの通報・相談内容の記録（児童生徒、保護者、地域住民等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年間（次年度から）</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>①個別のいじめ事案の調査に係る記録（記録の保存が必要であると校長が判断した事案）</li> <li>※自校の「学校いじめ防止基本方針」に記載されている調査や事前・事後の対応に関する記録等を収集する。</li> <li>例：時系列での記録、定期及び臨時アンケートの回答原本（1次資料）、個人面談・聴取の記録、生徒指導個票、学校いじめ対策組織等の議事録、市教委に提出した報告書、教職員の手書きのメモ類、学校いじめ防止基本方針（事案発生時）、等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年間（卒業後から）</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>①個別の重大事態の調査に係る記録（上記3①に加えて、調査組織の記録（学校主体の調査組織の場合）、再発防止策、等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10年間（卒業後から）</li> </ul>

### 13 学校いじめ防止チーム年間活動計画

福島市立平石小学校

- 目的 学校、保護者、地域が一丸となって、いじめ防止に取り組む。
- 組織 校長、教頭、**担任**、生徒指導主事、養護教諭、PTA会長、青少年健全育成会長、ハートサポート相談員、(学校評議員)
- ※ 本校のPTA実行委員会に原則として全家庭が毎回参加するので、その都度情報交換を行う。
- ※ 「拡大いじめ防止チーム」としての活動は9月の実行委員会に位置付ける。
- ※ 必要に応じて、地域の方からの情報も得る。(学校評議員会や**民生児童委員**)
- ※ **年3回の困りごとアンケートはダブルチェックを行い、いじめ認知漏れを防ぐ。**
- ※ **年間いじめ認知0の場合は、いじめ認知0ということを地域や保護者に周知する。**
- 年間活動計画

月	活動内容					
4	職員会議 生徒指導協議会 年間計画の確認 (学校の方針の周知・ <b>いじめ対応チェックシート</b> )	PTA 実行委員会 (学校の方針の周知)	学校便り 学年便り	参観・懇談	ハートサポート相談員・養護教諭による相談活動	
5	職員会議 生徒指導協議会 (情報交換)		年間をとおして	Q-Uテスト① 困りごと アンケート①	年間をとおして	青少年健全育成推進会総会
6	職員会議 生徒指導協議会 (情報交換)	PTA 実行委員会				学校評議員会①
7 8	職員会議	PTA 実行委員会		参観・懇談		
9	職員会議 生徒指導協議会 (情報交換)	PTA 実行委員会				
10	職員会議 生徒指導協議会 (情報交換)					
11	職員会議 生徒指導協議会 (情報交換)	PTA 実行委員会 (情報交換)		Q-Uテスト② 困りごと アンケート② 担任との教育相談		
12				個別懇談		学校評議員会②
1	職員会議 生徒指導協議会					
2	職員会議 生徒指導協議会 (反省改善策)	PTA 実行委員会		困りごと アンケート③		
3	職員会議 生徒指導協議会 (1年間の活動のまとめ・次年度計画)			参観・懇談		学校評議員会③

## いじめ対応セルフチェックシート

教職員が下記の「いじめ対応セルフチェックシート」で自分自身のいじめ対応を確認することで、いじめ問題への的確な対応が可能となることから、校内研修で毎回実施するようにします。

### 〈基本〉 を入れてみましょう

- 1  いじめは重大な人権侵害であるという認識をもっている。
- 2  いじめはどのような行動・言動なのか（いじめの定義）を理解している。
- 3  「いじめは現に起きている」という認識で対応している。
- 4  学校の「いじめ防止基本方針」の内容を、毎年度複数回確認している。
- 5  学校の「いじめ防止基本方針」にある適切な対処などを理解し、実行している。
- 6  児童等のトラブルがあったら、一人で抱え込まず、他の先生や管理職に必ず相談している。
- 7  いじめや少しでもいじめの疑いがあった場合は、必ず「学校いじめ対策組織」に報告している。
- 8  「いじめが解消している状態」とはどのような状態であるか理解している。
- 9  いじめに係る研修会等に積極的に参加し、資質の向上に努めている。
- 10  学校内の「学校いじめ対策組織」のメンバーを知っている。
- 11  学校内の「学校いじめ対策組織」は積極的にいじめを認知している。

### 〈教職員自身の行動〉 を入れてみましょう

- 1  児童等へ笑顔で積極的にあいさつをしている。
- 2  連絡帳や学校生活ノート等を活用し、児童等の日常の生活状況を確認している。
- 3  休み時間等、なるべく児童等と一緒にいようと心掛けている。
- 4  朝の学級活動から児童等の表情や体調に注意している。
- 5  適切なタイミングで教育相談を行っている。
- 6  少しでも児童等の表情や行動に違和感があったら、声かけを行っている。
- 7  授業中の児童等の様子に気を配っている。

### 〈未然防止〉 を入れてみましょう

- 1  いじめは決して許されないことを学校生活の様々な機会に児童等に発信している。
- 2  いじめについて考えさせる授業や機会を学期に何度か設定している。
- 3  コミュニケーション能力を育み、互いに認め合える集団づくりや授業をしている。
- 4  携帯電話やSNSとの正しい向き合い方を計画的に指導している。
- 5  自らの言動が、いじめを助長することがないように意識している。
- 6  児童等の不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している。
- 7  保護者に対して、インターネットやSNS等を通じて行われるいじめについて啓発している。
- 8  家庭環境に課題がないか意識している。

### 〈早期発見〉 を入れてみましょう

- 1  すべての児童等の気持ちや状況を把握する工夫をしている。
- 2  児童等同士の問題をトラブルと捉えず、積極的にいじめとして認知している。
- 3  児童等が相談しやすい雰囲気づくりに努めている。
- 4  アンケートの結果等をその日のうちに複数人で確認し、学校内で共有するとともに、適切に保管している。
- 5  気になる児童等の家庭への連絡や家庭訪問をしている。
- 6  日頃から、養護教諭等やＳＣと報告・連絡・相談をしている。

〈発生時の対応〉  を入れてみましょう

- 1  被害を受けている児童等の気持ちを理解し、守ることを第一に考え、行動している。
- 2  いじめを発見した場合や、相談を受けた場合、迅速に「学校いじめ対応組織」に報告している。
- 3  いじめの訴えから事実調査をする際、情報収集すべき内容である5W1Hを理解している。
- 4  聞き取りなどを行う際、児童等個別の事情やその場の状況等に配慮している。
- 5  いじめ対応で連携できる関係機関・専門機関とそれぞれの役割について理解している。
- 6  被害側・加害側とも保護者に対して、いじめの事実や今後の方針等について説明し、丁寧に対応している。
- 7  加害児童等に対し、単発の指導で終わらず、継続的に指導している。
- 8  犯罪行為として取り扱われるべきいじめは警察に相談・通報し、適切な援助を求めなければならないことを理解している。
- 9  加害児童等が謝罪したことをもって、いじめが解消したとはいえないことを理解している。
- 10  学校のいじめ問題を解決するために、学校の要請により、教育委員会事務局の「いじめ防止サポートチーム」が派遣されることを知っている。
- 11  家庭環境に課題を抱えていないか確認している。

〈重大事態への対応〉  を入れてみましょう

- 1  どのような事態が「重大事態」にあたるか理解している。
- 2  いじめ重大事態の認定やいじめ重大事態を調査する3つの組織について理解している。
- 3  不登校重大事態の調査は、原則として「学校いじめ対策組織」に心理、福祉等の専門家等の外部人材を加えた組織により、行うことを知っている。
- 4  学校がいじめ重大事態の調査を行う場合、そのフロー図があることを知っている。

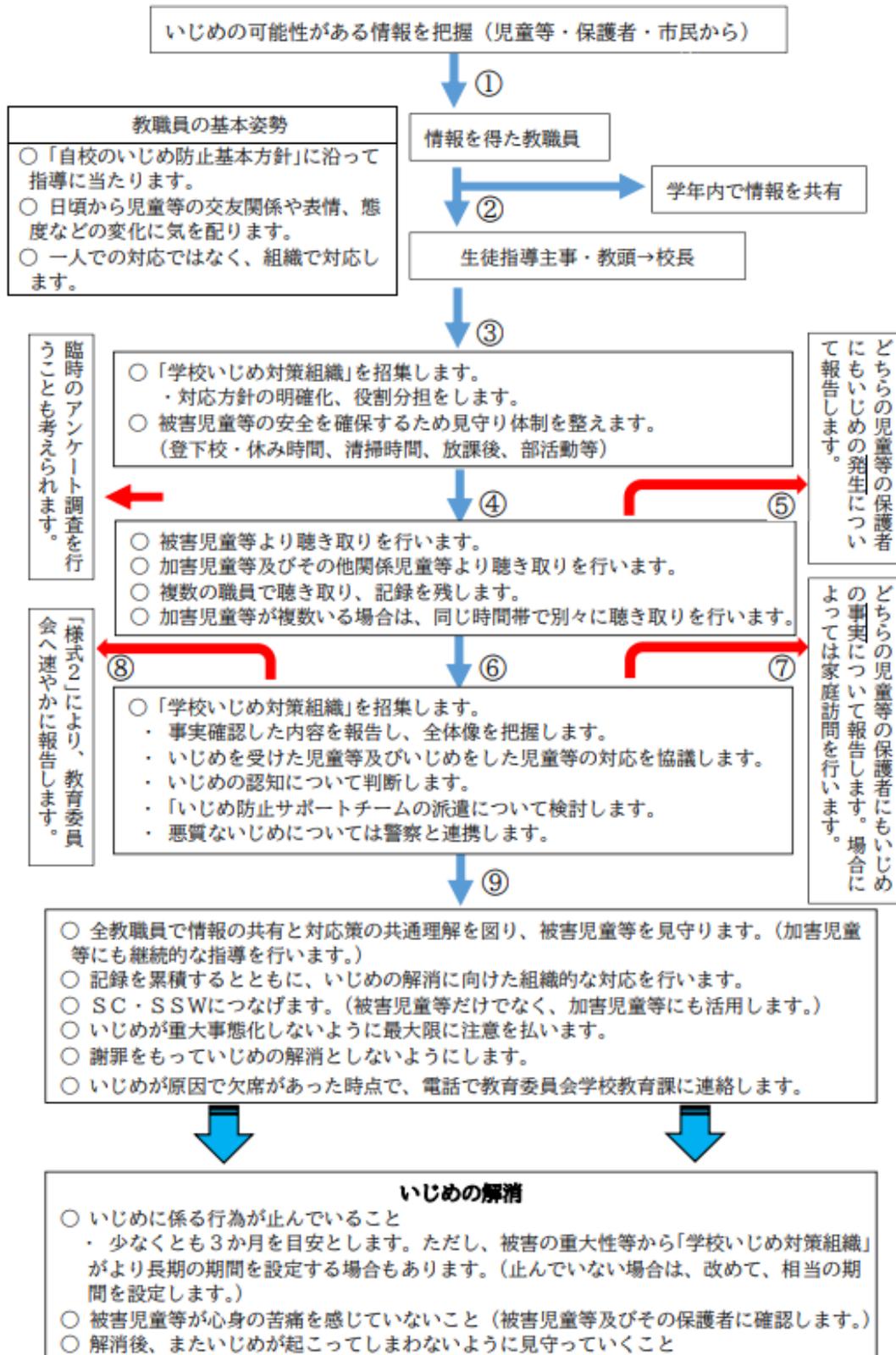
〈管理職の対応〉  を入れてみましょう

- 1  学校の「いじめ防止基本方針」を、毎年見直し・改定し、HPに掲載するとともに、「いじめ防止基本方針」を職員会議や生徒指導協議会で職員に定期的に周知している。
- 2  いじめ対応のマニュアルを用いての研修や自校での重大事態対応シミュレーションなど、校内研修を定期的に行っている。 ※ インターネットを通じて行われるいじめ対応の研修を含む。
- 3  平素から教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい風通しのよい職場づくりに努めている。
- 4  いじめやいじめの疑いがあった場合（アンケート調査結果を含む。）、速やかに、管理

職に報告される体制づくりをしている。

- 5  いじめの認知、法的対応、いじめの組織的な対応についてすべて「学校いじめ対策組織」で行っている。
- 6  いじめ問題の取組状況について、学校評価の項目に入れ、点検・評価し、必要に応じて対応を改善している。
- 7  いじめ問題に対して、地域・関係機関等との積極的な情報交換・連携を図るとともに、保護者に対して学校のいじめ問題への対応について説明している。
- 8  特別な支援を要する児童等や海外から帰国した児童等、外国人の児童等については、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、学校全体で注意深く見守る体制が整備されている。

## 学校のいじめ問題対応フロー図



重大事態への対応フロー図

